

○財務省告示第三百七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年十月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十一月六日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 回、第八十一回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第百 二回、第百五回及び第百九回） 及び利付国庫債券（三十年）（第 二回、第三回、第五回、第八回、 第十七回、第十九回、第二十一 回、第二十二回、第二十四回、 第二十六回、第二十七回及び第 三十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次		

十四

利

子

十七十五
七六五

各準入償償
発と札還還
行すの金額
対る基額限

(二)

発行時
 係る所
 のに
 口座
 記載
 又は
 振替
 源泉
 徴収
 の
 利息
 及び
 配当
 金
 の
 算入
 額
 等
 の
 合計
 額
 を
 前
 記
 の
 各
 項目
 の
 金額
 により
 算出
 した
 金額
 を
 発行
 金
 の
 額
 から
 引
 き
 除
 いた
 金額
 を
 控除
 する
 こと
 が
 できる
 額
 を
 第
 十
 号
 の
 規定
 する
 日
 の
 各
 期
 の
 算
 入
 の
 式
 により
 算出
 した
 金額
 を
 支
 払
 の
 日
 の
 各
 期
 の
 日
 支
 払
 の
 期
 間
 に
 つ
 い
 て
 同
 じ
 規
 定

各発行対象国債の利率 / 100 × 各金額 / 2

(別表のとおり)
 平成二十一年十月二日付で
 証券業務協会の発行した公債
 店頭
 買参考統計値表に掲載され

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年） （第三十回） （二十年庫債券）	二・四%	平成二四年四月二十二日	四十四億円
（利付二十年） （第二十九回） （二十年庫債券）	一・九%	平成三四年四月二十一日	四百九十億円
（利付二十年） （第二十五回） （二十年庫債券）	二・一%	平成九四月二十日	五億円
（利付二十年） （第二十二回） （二十年庫債券）	二・四%	平成六四月二十日	七億円
（利付二十年） （第十八回） （二十年庫債券）	二・一%	平成三三月二十八日	一億円
（利付二十年） （第十四回） （二十年庫債券）	二・〇%	平成十三月二十七日	一億円
（利付二十年） （第十回） （二十年庫債券）	二・一%	平成十三月二十七日	二十二億円
（利付二十年） （第八回） （二十年庫債券）	二・〇%	平成九三月二十七日	三百二十八億円
（利付二十年） （第六回） （二十年庫債券）	二・一%	平成六三月二十七日	一億円

（別表）

十八 象 国 債 の 利 回 り 支 出
十九 入 札 参 加 者
二十 払 込 期 日
平 成 二 十 一 年 十 月 七 日
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
日 本 銀 行
た 各 発 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の 単
利 回 り と す る 。

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・三%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	一・八%	二・二%	二・三%
日年平三成五月二十一日	日年平九成四月二十九日	日年平三成四月二十九日	日年平九成四月二十八日	日年平三成四月二十八日	十年平日十成二月二十七日	日年平六成四月二十七日	十年平日十成二月二十六日	十年平日十成二月二十四日	日年平五成四月二十三日	日年平五成四月二十二日
円四百八十億	億八円百二十二	億三円百二十九	円二百五十億	五十億円	五十一億円	二十八億円	六十九億円	十億円	二億円	一億円